

## 業務委託の遠隔による打合せ等に関する試行要領 特記仕様書

### 1. 業務委託の遠隔による打合せ等に関する試行業務委託

「業務委託の遠隔による打合せ等に関する試行業務委託（以下、「本試行業務委託」という。）」は、移動時間の削減等により受発注者双方の生産性向上を目指し、Webカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「打合せ」と「立会」及び「検査」を遠隔で行うものである。なお、本試行業務委託は、『業務委託の遠隔による打合せ等に関する試行要領（案）』に基づき実施する。

### 2. 試行内容

#### (1) 打合せと立会及び検査での確認

- ① 受注者がWebカメラ等により撮影した映像と音声を監督員等へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認し、試行内容に応じて録画する。試行内容については、受注者との協議により実施するものとする。
- ② Webカメラとは、撮影した映像をネットワークを通してリアルタイムで送信するカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。一般的なAndroidやiPhone等のモバイル端末を使用することも可能である。なお、Webカメラ等の使用は、打合せ等だけでなく受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

#### (2) 機器の準備

本試行業務委託に要するウェアラブルカメラ等の映像と音声の配信に必要な機器等は受注者が手配、設置するものとし、詳細については、監督員と協議し決定するものとする。

#### (3) 効果の検証

本試行業務委託を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督員の指示による。

#### (4) 費用

本試行業務委託を実施するにあたり必要とする費用については、全必要額を間接経費等に積み上げ計上する。